

第1回長野市立大豆島公民館運営審議会次第

日 時 令和2年6月24日(水) 午後1時30分
場 所 大豆島公民館 多目的ホール

1. 開 会
2. 委嘱書交付
3. 公民館長あいさつ
4. 会長及び職務代理者の選出について
5. 会長及び職務代理者あいさつ
6. 審議事項
 - (1) 令和2年度大豆島公民館事業計画について
 - (2) その他

7. 閉 会



クラフトバンド講座Ⅰ
「ライン入りバッグ」

長野市立大豆島公民館運営審議会委員名簿

(任期 ～令和4年5月31日)

令和2年6月24日現在

氏名 (五十音順)	所属名
臼井 和幸	大豆島地区住民自治協議会会長
久保田 学	長野市立大豆島小学校校長
久保田 宗雄	大豆島公民館副館長
小池 伸幸	大豆島保育園園長
正村 寿満子	公募委員
西沢 節	学識経験者
西澤 真利子	大豆島地区更生保護女性会会長
広瀬 一雄	大豆島地区民生委員児童委員協議会会長
山崎 ひろ子	大豆島地区赤十字奉仕団委員長

運営審議会に関する社会教育法及び長野市立公民館条例の抜粋

○ 社会教育法（以下「法」という。）

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○ 長野市立公民館条例

（公民館運営審議会）

第13条 法第29条第1項の規定により、公民館（指定管理者が管理する公民館を除く。）に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、法第30条第1項の規定により教育委員会が委嘱する。

3 審議会の名称及び委員の定数は、別表第4のとおりとする。（大豆島公民館の委員定数9名）

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第14条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第15条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

令和2年度

大豆島公民館事業計画



【大豆島甚句でご当地体操 パート2】

長野市立大豆島公民館

長野市教育の基本理念

明日を拓く深く豊かな人間性の実現

長野市は 市民の皆様とともに

広い視野から 思いやりの心を育み

自律心や豊かな情操 創造力を養い

自然と文化あふれる郷土に 誇りを抱き

明日を拓くための 深く豊かな人間性の実現をめざします

第二次生涯学習推進計画

施策1 市民のニーズに応える学習環境づくり

～今を充実させ、未来をひらく～

施策2 市民の学びを生かす地域づくり

～生涯学習の成果を生かす～

施策3 市民の学びを支える体制づくり

～学習しやすい仕組みをつくる～

公民館の目的

(社会教育法 5章20条)

公民館は、市町村その他一定の地区内のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

公民館の重点目標

地域課題を掘り起こし、地域住民一人ひとりの生活要求や願いを的確にとらえ、地域の関連団体と連携しながら、それを学習課題にすえた講座・学級・集会等を企画するとともに、市民が自主的に仲間と学べる環境づくりをするなど、市民の課題解決への主体的取り組みを支援することを通して、市民の学習満足度を高め、人間尊重の精神や連帯感の醸成と自治能力の向上を図り、生活文化の振興、地域福祉の向上を目指す。

大豆島公民館事業方針

1 運営方針

大豆島地区内住民の生涯学習の拠点として、住民一人ひとりが自発的にそして身近で気軽に交流し参加できる場になるような教育及び文化に関する事業を行います。また、地区内の歴史、伝統文化や自然環境に対して関心を持ち、誇りを持てる明るく住みよい地域づくりのための学習活動や文化の振興を図ります。そして、地区内の住民相互の温かい人間関係をつくり、家庭・学校・地域が連携して地域課題の共有化を目指します。

2 重点目標

- (1) 基本的人権を尊重する人権同和教育講座に取り組んで、差別やいじめのない一人ひとりが大切にされる明るい社会を目指す。
- (2) 成人学校及び各種の講座・学級を開設し、学習活動を通じて住民の教養の向上及び地域課題等の共有化を図る。
- (3) 世代間の交流やグループの結び付きを図り、地域の教育力を高める。
- (4) 地域公民館に対し、その事業活動に協力し、地域に即応した行事・学習活動の充実を図る。
- (5) 図書の貸し出しを行い、読書意欲の向上を図る。
- (6) 社会教育団体の連絡・協調を通して、生涯学習の体制づくりを推進する。
- (7) 子育て支援、環境問題など現代的課題にも積極的に取り組む。



成人学校 パッチワーク



成人学校 ピラティスヨガ

令和2年度 長野市立大豆島公民館事業計画

欄外の印 ×中止 △延期 ー不成立 ↓

事業区分	個別名	開催日	内容等	
運営審議会	大豆島公民館運営審議会	6月1日(月) 3月1日(月)	事業計画について 事業報告について	
広報	館報発行	6月1日(月) 10月1日(木) 1月1日(金)	館報「まめじま」発行 169号～171号 全戸配布 4,600部×年3回	
地域公民館 育成	公民館報編集研修会	5月1日(金)	講師：信濃毎日新聞社 山崎 文智 先生	×
	地域公民館建設事業補助金	通年	地域住民の自治及び社会教育活動の振興を図るため、町、集落、地域自治会等の団体が行う地域公民館建設事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。(2年度申請:上区公民館)	
成人祝賀	成人式	8月14日(金)	恩師・旧友との歓談会、記念式典、記念撮影。 記念品は冊子「大豆島の歴史」と、大豆島の風景を描いた絵葉書の予定。	△
文化	史跡めぐり 「佐久地方の三重塔めぐり～霊 獣と出会い、ぴんころ地蔵をめぐ る旅～」	5月10日(日)	講師：相原 文哉 先生 内容：史跡を探訪し歴史・文化を学ぶ	×
体育	春季球技大会	5月17日(日)	地区対抗球技大会 (ソフトだよ～ボール・ゲートボール)	×
	夏季球技大会	6月21日(日)	地区対抗球技大会(ソフトバレーボール)	×
	市民運動会	10月11日(月・祝)	地区対抗運動会 (代替案も検討中)	
	冬季球技大会	1月17日(日)	地区対抗球技大会(卓球)	
世代間交流	娯楽大会	1月31日(日)	内容：将棋、囲碁、マージャン、オセロを通して住民 同士の交流を図る	
人権同和 教育	人権同和教育講座 (松岡公民館)	月 日 ()	講師：未定	
	人権同和教育講座 (上区公民館)	月 日 ()	講師：未定	
	人権同和教育講座 (中区公民館)	月 日 ()	講師：未定	
	人権同和教育講座 (下区公民館)	月 日 ()	講師：未定	
	人権同和教育講座 (西風間公民館)	月 日 ()	講師：未定	
	人権同和教育講座 (東風間公民館)	月 日 ()	講師：未定	
	人権同和教育講座 (東区公民館)	月 日 ()	講師：未定	

事業区分	個別名	開催日	内容等	
成人学校	絵画教室	月曜日・午前 年24回	講師:小山 清 先生 受講者:10名(1学期現在) 7月開講	△
	太極拳 初級	火曜日・午後 年24回	講師:轟 文子 先生 受講者:24名(1学期現在) 7月開講	△
	太極拳 中級	木曜日・午前 年24回	講師:轟 文子 先生 受講者:21名(1学期現在) 7月開講	△
	ピラティスヨガ	木曜日・午前 年24回	講師:塚田 佳代子 先生 受講者:12名(1学期現在) 6月開講	△
	パッチワーク	木曜日・午後 年24回	講師:北村 明子 先生 受講者:14名(1学期現在) 6月開講	△
	すぐ使える英語	木曜日・午後 年12回	講師:マクマーン ルーク 先生 受講者:10名(1学期現在) 6月開講	△
	オカリナを愉しむ	金曜日・午前 年24回	講師:瀧澤 ヒトミ 先生 (受講者が規定数に達しないため不成立)	—
	家庭料理に活かす薬膳	金曜日・午前 年12回	講師:山岸 美智子 先生 (受講者が規定数に達しないため不成立)	—
次世代育成 支援 (まめっ子ふ れあい広 場)	みんなで踊ろう! パプリカ	4 月 15 日 (水)	講師:塚田 佳代子 先生、更生保護女性会	×
	消防車がやってくる! & ママのAED体験	5 月 20 日 (水)	講師:長野市消防局東部分署、消防大豆島分団 更生保護女性会	×
	成長の記念に! 手形・足形アート	6 月 17 日 (水)	講師:コスモスの会、更生保護女性会	×
	七夕コンサート& 短冊に願いを	7 月 15 日 (水)	講師:ファミリーバンドおたまじゃくし 更生保護女性会	×
	親子で体操1・2・3	8 月 21 日 (水)	講師:日野 文子 先生、更生保護女性会	×
	パラバルーンで遊ぼう!	9 月 16 日 (水)	講師:長野市派遣保育司、更生保護女性会	×
	英語deハロウィン	10 月 21 日 (水)	講師:篠原 舞 先生、更生保護女性会	×
	わらべ歌で遊ぼう	11 月 18 日 (水)	講師:原山 克江 先生、更生保護女性会	×
	クリスマス、 公民館内スタンプラリー	12 月 16 日 (水)	講師:大豆島公民館職員、更生保護女性会	×
	楽しいリトミック	1 月 20 日 (水)	講師:山岸 利香 先生・千野 佳月子 先生 更生保護女性会	×
	出前ひろばで遊ぼう! 親子交流会	2 月 17 日 (水)	講師:長野市出前ひろば、更生保護女性会	×
	どっぴり自由遊び フリーデー	3 月 17 日 (水)	講師:大豆島公民館職員、更生保護女性会	×
9月から内容を組み立てなおして再開する予定				

事業区分	個別名	開催日	内容等	
次世代育成 支援	まめっ子サロン 9月から月1回で再開 する予定	4月22日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	×
		5月 ¹³ / ₂₇ 日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	×
		6月 ³ / ₁₀ 日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	×
		7月 ¹ / ₈ 日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	×
		9月2日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
		10月7日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
		11月4日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
		12月2日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
		1月13日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
		2月3日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
3月3日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会			
高齢者学習	フレイル予防で健康長寿!	9月 ¹⁸ / ₂₅ 日(金)	講師:塚田 佳代子 先生、大豆島公民館職員	
世代間交流	地元講師が教える しめ縄づくり	12月6日(日)	講師:西沢 利夫 先生(中区)、栗木 栄二 先生(松岡区)、三代 良宜 先生(松岡区)	
文化・教養	大豆島de響き愛吹奏楽祭	9月 日(日)	出演:大豆島小金管クラブ・犀陵中吹奏楽部・長野東高吹奏楽部	×
	ふんわり室内用 ぞうり作り	7月7日(火)	講師:大豆島公民館職員	×
	クラフトバンド講座(初級)	7月 ²² / ₂₉ 日(水)	講師:大豆島公民館職員	
	クラフトバンド講座(中級)	8月 日()	講師:大豆島公民館職員	
	消しゴムはんこ。で年賀状	12月 日()	講師:大豆島公民館職員	
	松代焼体験	3月 日()	講師:松代陶苑	
	公民館作品展	3月6日(土) 7日(日)	成人学校、サークルの作品展示及びステージ発表	

事業区分	個別名	開催日	内容等	
体育・レクリエーション	大豆島甚句でご当地体操「甚句の日いらっしゃ〜い」	毎月 19 日	4~3月(12回) 土日の場合は次の平日に開催 内容: DVDを上映して開催する体操講習会	×
	すべてが変わる! 猫背解消体操 & 大豆島甚句体操	4 月 13 日 (月)	講師: 塚田 佳代子 先生	
	パラリンピック競技 ボッチャ体験	6 月 26 日 (金)	講師: 大豆島公民館長	×
食育	手前味噌講座	5 月 日 ()	講師: 大豆島公民館職員	×
	おうちdeイタリアン	月 日 ()	講師: 高山 和則 先生	
	夏を乗り切る薬膳カレー	月 日 ()	講師: 山岸 美智子 先生	
	はじめての手打ちうどん	11 月 日 ()	講師: 小林 公子 先生	
	そば打ち体験	11 月 26 日 (木)	講師: 山本 秋子 先生 (株山本食品)	
	薬膳でおせち料理	12 月 4 日 (金)	講師: 山岸 美智子 先生	
環境学習	続・家庭菜園楽習会	1 2 月 日 () 3	講師: 山本 宗輝 先生	
地域力向上	大豆島の文化財名菊「巴の錦」苗頒布会	6 月 14 日 (日)	講師: 巴の錦保存会、重陽友の会	
	定植講習会	7 月 5 日 (日)	講師: 巴の錦保存会、重陽友の会	×
	花芽管理講習会	8 月 23 日 (日)	講師: 巴の錦保存会、重陽友の会	
展示事業	菊花展	10 月 25 日 (日) ~ 11 月 14 日 (土)	「巴の錦」栽培成果の発表	
その他	公民館図書 (南部図書分室)	通年	読書意欲の向上を図る	
	公民館施設の貸し出し	通年	住民交流・生涯学習の場を提供する	
	アートギャラリー大豆島	通年	地域の住民や団体に作品展を展示・発表する機会を提供する	



大豆島de響き愛 吹奏楽祭



こどもわくわく学校Ⅱ 親子で手作りスイーツ

大豆島地区の

新成人の皆様へ

令和2年6月1日

長野市立大豆島公民館

令和2年度大豆島地区成人式の延期について

初夏の候、皆様におかれましては益々ご清祥のことと存じます。

平素は、大豆島公民館事業に対しまして、格段のご理解ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、大豆島公民館では、令和2年度の成人式について、年度当初より8月の開催に向けて準備を進めて参りましたが、新型コロナウイルスの終息の見通しが立たないことから、関係諸団体等の意見も踏まえて、下記のとおり延期することといたしました。

ご本人のみならずご家族様も心待ちにしておられたことと思いますが、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 基本的な考え

- (1) 大豆島地区の新成人の皆様へ、地域としてぜひ成人のお祝いをし、応援したい。その意味でも中止とせず、祝意を表していきたい。
- (2) 式典は感染の広がりがなく、安全と判断できる状態で実施したい。

2 現時点での方向

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大の今後の状況を見極めながら、以下の開催日を模索していく。

① 令和3年1月2日(土) **② 令和3年8月14日(土)**

※時間はいずれも午前中。

※開催日②の場合は、午前(令和2年度対象者)と午後(令和3年度対象者)に分けて実施する予定。

- (2) 検討結果は、**10月上旬に地域内全戸配布の公民館報、チラシにてお知らせいたします。併せて、大豆島地区に住居票がある皆様へ郵送でもお知らせいたします。**
- (3) 服装については、大豆島地区が生活改善簡素化の申し合わせを尊重して行ってきた経緯を踏まえ、いずれの開催日になりましても平服(男性:スーツ、ネクタイ、女性:それに準じた服装)での参加を基本と考えております。

3 その他(参考:判断理由)

- (1) 市及び地区内などの状況
 - ・びんずる祭り、大豆島甚句まつりなど、不特定多数が集まる夏季の大きな行事が中止となっている。(成人式は、不特定多数ではないが、多くの地域から集まってくる。)
 - ・市としての8月の成人式についての方向は出ていない。各地区の判断に委ねられている。
- (2) 市保健所等から、「今後下火になっても、まだまだ十分な配慮が必要。お盆の帰省するころに県外から人を集めることはウイルス感染拡大につながるため良いとは言えない。」との助言をいただいた。

以上のことから、ご本人やそのご家族様、地域の皆様の安全を第一に考えて、延期を判断いたしました。

大豆島公民館

電話 026-222-2888

大豆島公民館「大豆島甚句体操」が ご当地体操 100 選に選ばれました！



地域性、住民の声、担当者の熱意を総合的に見て、優れた健康体操を「ご当地健康体操100選」として選定しています。

皆さんの町で盛り上がっている健康体操を教えてください。ご応募は問い合わせページから。

URL : <http://www.kenkohub.jp>

「ご当地健康体操 大豆島甚句体操」でキーワード検索できます。

全国の優れたご当地体操を紹介する「日本健康応援サイト」というホームページを運営している東京の会社から、「大豆島公民館のホームページ掲載されている『大豆島甚句体操』を見て、とても興味を持ったので当サイトにてご紹介をさせてほしい。」との依頼がありました。

大豆島公民館では、長野市が推進する「フレイル予防」の取り組みとして、平成30年度、31年度に公民館講座で「大豆島甚句でご当地体操」と「甚句の日いらっしゃ〜い」を開催してきました。（フレイル：要介護になる危険が高い状態のこと。）

今年度も引き続き、「甚句の日いらっしゃ〜い」を毎月開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で、公民館では年度当初から講座だけでなくいろいろな行事が開催できない状況が続きました。日本中で外出や移動が制限されていることもあり、自宅でもできる健康体操の一助となればと思い、動画の掲載を了承しました。

○動画からの1コマ。立っても座ってもできる健康体操です。

出演者： 成人学校講師 塚田佳代子 先生 ・ 大豆島公民館 高池館長



大豆島公民館をご利用される皆さんへ

長野市立大豆島公民館

市立公民館は、社会教育施設として地域の皆さんの学習文化活動の拠点となる「共同の学習の場」です。下記の事項をお守りいただき、お互いに気持ちよく使用できるように心がけましょう。

1. 公民館使用区分	使用目的によって次の通り区分します。 (1) 無料で使用できる。(社会教育目的での使用) (2) 有料で使用できる。(社会教育目的以外での使用) (3) 使用できない。
2. 公民館使用時間	(1) 午前 8時30分～12時00分 (2) 午後 13時00分～17時00分 (3) 夜間 17時30分～21時30分 (4) 多目的ホール 8時30分～10時00分、10時00～12時00 13時00分～15時00分、15時00分～17時00分 17時30分～21時30分 ※ 使用前後の準備・片付け、整理整頓、清掃時間を含みます。 ※ 前後の使用団体に迷惑をかけないように、使用時間を守ってください。
3. 使用できる回数	(1) 一団体が1週間に利用できるのは原則1回とします。(午前・午後・夜間のいずれか1区分) ただし、不特定多数の参加者を対象とした講演会や発表会、ダンスパーティ等は年1回とします。 (2) 料理教室は午前・午後を連続して使用できます。
4. 休館日	年末年始 12月29日～1月3日は休館となります。 (お盆期間中は通常どおり開館しております。)
5. 使用条件について	会員5人以上の団体が使用することができます。 市立公民館は主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動の場であるため、 個人で使用する場合や、以下の(1)～(7)に該当する場合は使用できません。 (1) もっぱら営利を目的とした行為 (2) 特定の政党の利害に関する事業 (3) 公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する行為 (4) 特定の宗教・教派・教団を支持する行為 (5) 塾・教室や茶道・華道・舞踊等の講師が代表者となり、月謝を徴収する場合 (6) 飲食・休憩だけが目的の使用 (7) 未成年者だけの使用(保護者が申請し、保護者同伴で使用してください。) ※ 参加費等の金銭の授受がある場合は、申請時に「予算書」を提出し、使用後は「決算書」を提出してください。
6. 使用申請について	(1) 年度ごとに「公民館使用団体届出書」(以下「団体届」という。)を提出してください。 「団体届」の下欄の情報提供に関する同意欄に署名をいただいた場合は、市民の問い合わせに応じて「届出書」に記載されている内容を情報提供させていただきます。 (2) 公民館を使用する場合は「長野市立公民館使用許可申請書」(以下「申請書」という。)を公民館へ提出して許可を受けてください。電話での受付はしていません。(空き状況の問い合わせは電話でも受けております。) (3) 「申請書」は使用する日の前日までに提出してください。 (4) 毎月1日(1日が休日の場合は休み明け)から翌月分の貸館受付をします。(抽選を希望する団体は午前8:40までに多目的ホールに集合してください。) (5) 使用を取消しする場合は、必ず公民館に連絡をしてください。 (6) 集会等の開催に際し、通知などにより参加者に周知するための時間を確保するため、抽選より前に申請する必要がある場合は公民館にご相談ください。

<p>7. 夜間・休日使用の鍵の受取・返却</p>	<p>(1) 夜間及び休日等に使用する団体の代表(当番)の方は、責任をもって公民館の業務時間内(平日の午前8:30~午後5:00)に鍵を受取ってください。 ※ 受取り忘れると使用できなくなります。 (2) 鍵はできるだけ使用する日の前日に受け取りに来てください。 (3) 鍵は「公民館(公園側)入口」と「使用する部屋」の鍵を兼ねています。使用後は、どちらも忘れずに施錠してください。 (4) 使用後の鍵の返却は、公民館(公園側)入口の郵便受に「公民館使用報告書」(以下「使用報告書」という。)と一緒に投函してお帰りください。 ※ 夜間・休日使用後、支所側廊下の職員通用口からは退館しないでください。</p>
<p>8. 飲食を伴う使用について</p>	<p>(1) カーペット(視聴覚室、学習室)や畳(和室)の部屋での飲食は原則禁止です。(水分補給は可) (2) やむを得ず飲食を伴う場合は、事前に申し出て、床にブルーシートを敷いて使用してください。(ブルーシートは公民館でもお貸しします)。</p>
<p>9. 使用後の報告及び清掃・整理・整頓</p>	<p>(1) 使用後は「使用報告書」を提出してください。(使用人数の記入もれ注意) (2) 使用後は必ず清掃を行い、机やいすを元の状態に戻してください。 (3) 多目的ホールは倉庫にあるモップをかけ、モップについたホコリは掃除機で吸い取ってください。 (4) カーペット(視聴覚室、学習室)や畳(和室)の部屋は給湯室のロッカーにある掃除機をかけてください。 (5) 児童同伴の場合は、トイレも点検して必要に応じて清掃をしてください。 (6) お茶殻やごみ類は必ずお持ち帰りください。 (7) 施設や備品を破損した場合は、速やかに報告してください。</p>
<p>10. 禁煙・防火等について</p>	<p>(1) 当施設は、健康増進法の一部改正により令和元年7月1日から敷地内全面禁煙です。 (2) 火気(ガス栓)・電気(エアコン、照明)・止水等の始末及び施錠について確認をし、火災予防を徹底してください。 (3) 節電(エアコンの運転、部分証明)・節水のご協力をお願いします。 (エアコンの運転基準 冷房28℃ 暖房19℃『長野市役所環境保全率先実行計画』)</p>
<p>11. その他</p>	<p>(1) 講座・サークル活動等で自家用車でご来館の際は、道向かいの北側大駐車場へ駐車して下さい。また、行事の開催と重なることがありますので、できるだけ徒歩・自転車でのご来館にご協力をお願いします。 (2) 視聴覚室を除いて防音設備はありません。大音量でのご使用は他の利用者の迷惑となります。また、平日は支所を利用する方もいらっしゃるの、憩いのスペースで騒ぐことのないようにお願いします。 (3) 忘れ物のないようご注意ください。忘れ物は事務室前に一時保管しておきますが、一定期間が過ぎたら処分させていただきます。 (4) 電話の取り次ぎは、緊急時以外はできませんのでご了承ください。</p>
<p>12. 使用許可できない場合について</p>	<p>次に該当する場合には、公民館の使用を許可できませんのでご了承ください。 長野市公民館条例 (第7条2) (1) 公の秩序又は善良な風俗を害すると認められるとき (2) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき (社交ダンスにおけるヒールカバー未装着による使用含む。) (3) その他使用が不相当であると認められるとき (施設管理及び施設内の秩序保持のため、公民館職員が使用状況の確認を行うことがあります。) (第12条) 故意又は過失により公民館の施設等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p>

新型コロナウイルス感染防止について(お願い)

大豆島公民館では、消毒の徹底等、感染防止に努めています。利用者の安全及び健康等を保持するため、下記の事項に、ご理解とご協力をお願いします。

記

- 参加者やご家族に、発熱や風邪の症状がある場合は、使用をご遠慮ください。
- 参加者全員のマスク着用を徹底してください。
- 公民館入口で手指を消毒してから教室に入室してください。
- 人との間隔は2メートル(最低1メートル)空けてください。
(合唱はマスク着用のうえ、十分な距離(2メートル)を保つこと)
- 3密(密閉、密集、密接)を避けるため、教室ごとに利用人数の基準を設定しています。(長机を使用する場合は1台に1人)
- 会話をする際は可能な限り真正面を避けてください。
- 使用時間中は換気を十分に行ってください。
- 使用団体の代表者は、保健所等から依頼があった場合に提示できるよう『参加者名簿(氏名、連絡先)』を整備してください。
- 使用後は、手の触れる場所を中心に教室の消毒をお願いします。
なお、物品の共用を可能な限り避けるため、ゴム手袋は各団体でご用意
ください。

料理教室の貸館について（お願い）

大豆島公民館長

『 新型コロナウイルス感染防止対策として 』

- ・ 10人以下で使用してください。 《1調理台につき2名まで》
- ・ 調理をする際はマスクの着用を徹底し、換気を十分にしてください。
- ・ 品数、試食の量は最小限にし、食中毒防止のためにも持ち帰りは避けてください。
- ・ 試食する際は、正面に向き合いにならないように座ってください。また、あらかじめ小皿を利用し大皿で共用しないようにしてください。
- ・ 食器、調理器具を洗浄するスポンジは各団体で用意してください。
- ・ 使用した食器・調理器具は十分に洗浄し、熱湯消毒が出来る物はしてください。
- ・ 通常の清掃の後、手の触れた場所は給湯室の消毒液で消毒してください。
（調理台・椅子・ロッカー・食器棚・水道の蛇口・オーブンの扉など）
- ・ 味噌作りは下記の理由から、感染リスクが高くなる恐れがあるため、当面の間ご遠慮ください。

- 【理由】
- ・ 使用時間が長くなる。
 - ・ ミンサー等、共有で使用する調理器具が多くなる。
 - ・ 調理品の持ち帰りは禁止とする。

『 土曜・日曜・祝日・夜間の使用について 』

- ・ 防火管理者が不在のため使用できません。
- ・ 会議等でポット、茶器が必要な方は給湯室の物をご使用ください。

* ご理解とご協力をお願いします。

公民館施設利用者数の推移(H27～R元)

課 名 家庭・地域学びの課

施 設 名	H27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	前年度比 (人数)	前年度比 (割合%)
城山公民館 (総括)	72,519	75,421	67,919	63,231	59,968	△ 3,263	△ 5.2
〃 (本館)	36,076	33,963	35,237	36,372	35,321	△ 1,051	△ 2.9
中部公民館 (総括)	25,846	19,611	17,234	36,071	33,839	△ 2,232	△ 6.2
〃 (本館)	19,827	16,550	15,133	14,648	16,423	1,775	12.1
芹田公民館	56,103	52,088	44,758	26,053	31,335	5,282	20.3
古牧公民館	33,580	32,738	32,872	34,014	35,179	1,165	3.4
三輪公民館	31,107	30,743	30,963	31,381	30,183	△ 1,198	△ 3.8
吉田公民館	65,795	55,155	54,750	55,104	49,389	△ 5,715	△ 10.4
古里公民館	31,648	31,364	32,139	28,424	26,542	△ 1,882	△ 6.6
柳原交流センター	23,296	23,214	35,178	39,024	48,023	8,999	23.1
浅川公民館	58,035	55,806	52,196	33,909	32,640	△ 1,269	△ 3.7
大豆島公民館	40,171	51,505	54,424	54,728	49,729	△ 4,999	△ 9.1
朝陽公民館	32,307	31,668	28,138	32,068	29,595	△ 2,473	△ 7.7
若槻公民館	56,935	53,053	54,313	49,718	32,202	△ 17,516	△ 35.2
長沼交流センター	11,927	11,697	11,310	9,370	7,079	△ 2,291	△ 24.5
安茂里公民館	51,401	52,889	52,878	54,493	49,741	△ 4,752	△ 8.7
小田切交流センター	4,311	4,163	4,886	5,295	6,470	1,175	22.2
芋井公民館	5,049	5,203	4,073	4,462	3,679	△ 783	△ 17.5
篠ノ井交流センター(総括)	88,261	88,984	90,575	87,539	85,928	△ 1,611	△ 1.8
〃 (本館)	44,813	45,264	45,053	44,090	50,066	5,976	13.6
松代公民館 (総括)	59,440	62,227	62,287	56,225	51,898	△ 4,327	△ 7.7
〃 (本館)	31,867	33,040	30,093	25,123	21,798	△ 3,325	△ 13.2
若穂公民館 (総括)	45,525	44,454	42,004	36,215	43,406	7,191	19.9
〃 (本館)	33,163	33,590	30,478	29,366	32,514	3,148	10.7
川中島町公民館(総括)	66,968	66,102	65,735	69,078	67,289	△ 1,789	△ 2.6
〃 (本館)	32,702	36,930	34,173	34,624	35,236	612	1.8
更北公民館 (総括)	96,278	88,223	98,874	86,552	80,926	△ 5,626	△ 6.5
〃 (本館)	58,030	54,393	65,338	54,637	50,729	△ 3,908	△ 7.2
七二会公民館	4,201	4,916	4,503	4,479	4,053	△ 426	△ 9.5
信更公民館	5,394	5,839	5,454	6,063	5,372	△ 691	△ 11.4
豊野公民館	11,073	15,004	17,758	15,508	6,150	△ 9,358	△ 60.3
戸隠公民館	5,149	4,910	4,411	3,780	3,419	△ 361	△ 9.6
鬼無里公民館 (総括)	3,803	3,004	3,576	3,351	2,818	△ 533	△ 15.9
〃 (本館)	2,576	2,295	2,051	2,154	1,901	△ 253	△ 11.7
大岡公民館	11,601	12,570	10,342	9,694	7,571	△ 2,123	△ 21.9
信州新町公民館	8,253	8,101	9,030	8,463	6,856	△ 1,607	△ 19.0
中条公民館	7,962	6,629	7,029	6,246	0		
公 民 館 合 計	1,013,938	997,281	999,609	950,538	891,279	△ 59,259	△ 6.2

1 大豆島公民館の今後のあり方検討委員会

(1) 経過

住民自治協議会による指定管理者制度の導入について、公民館運営審議会、館長経験者、住自協、支所、公民館から委員を選任し、平成30年3月から平成31年1月までに検討委員会を5回開催して検討してきた。

(2) 検討結果

指定管理者制度については現段階では「導入しない」ということを決定した。

大豆島公民館の交流センター化については、市の3年間のモデル試行の動向を見ながら、あらためて検討委員会を設置して検討する予定。

2 交流センターのモデル試行について

(1) 地域・住民ニーズへの対応

- 公民館で地域づくりに繋がる物販をしたい
- 福祉事業にも利用したい
- 放課後の学習の場として利用したい 等

(2) 長野市社会教育委員会議からの答申

- 利用上の制約を緩和することが適当である。
- モデル地区設定による試行を実施し、課題を洗い出すとともに、その対応を図りつつ、これからの時代に合った制度を導入することが望ましい。

(3) 制限緩和による活用の拡大（活用例）

- 【住民活動】 …住自協で企画した特産物や地域で採れた野菜の販売など
- 【子育て支援】 …子育て交流フリーマーケットやバザーなど
- 【健康支援】 …介護予防に繋がる各種健康事業など
- 【貸し館】 …有料イベントや、商工会、商店会、個人商店の会議 など

(4) モデル施設（直営公民館：柳原・小田切 指定管理公民館：長沼・篠ノ井）

- ・ 地域づくりに関する活動、社会福祉に関する活動、生涯にわたる学習活動、その他地域における多様な活動の場を提供することで、住民の交流及び主体的な活動を促進し、地域の活性化及び住民の福祉の増進に繋げる。

3 成人式について

(1) 成人式検討会議

- ・ 令和4年4月1日に「民法の一部を改正する法律」が施行される予定。成人年齢が18歳に引き下げられることにより、成人式の在り方について検討が必要になる。
- ・ 成人式の時期や在り方に関しては、法律による規定はなく、各自治体の判断で実施されている。
- ・ 長野市では、成人式検討会議を設置し、国の示した方針や全国及び周辺市町村の動きを視野に入れて検討している。（平成30年9月～令和元年9月までに5回開催）

(2) 今後の検討会議について

新成人、住自協、市PTA連合会、市内高校・中学校に対するアンケート調査の結果を踏まえて、令和2年度に第6回検討会議を開催する予定。（新型コロナウイルスの影響で中断）